

特定ライフル銃所持許可の特例的運用について

R7.2 北海道
(野生動物対策課・食品政策課・
森林海洋環境課)

- 改正銃刀法(R6.6公布、R7.3施行)により、ハーフライフル銃がライフル銃に含まれ、所持許可申請には10年以上の散弾銃所持歴が必要となった。
- 警察庁はR6.11.29付けで特例的運用に関する通達(特例通達)を发出し、事業被害を防止する目的でハーフライフル銃を含む特定ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者であれば、例外的に初年度から特定ライフル銃を所持できることとされた。
- 特例的運用は、①被害防止計画捕獲従事者(市町村有害駆除従事者)等を対象とするもの、②全狩猟者を対象とするもの、の2通り。
- 道では、本道の鳥獣対策に支障が生じないよう、希望する捕獲従事者が特例的運用を活用できるよう対応。

特例②【エゾシカ・ヒグマのみに使用する場合：全狩猟者対象（特例①対象者含む）】

- | | |
|--|---|
| ○対象者：全狩猟者(道外者含む) | 【手続の流れ】(事務所管：環境生活部野生動物対策課) |
| ○対象獣類：エゾシカ、ヒグマ(国指定) | ○道は関係省庁(環境省、農水省、警察庁)に対し通知案について意見照会 |
| ○対象地域・区域：北海道全域 | ○回答を踏まえ、関係省庁に通知发出(令和7年2月28日) |
| ○有効期間：发出の日から令和9年3月31日
(現行の第二種特定鳥獣管理計画の有効期間) | ○警察庁は、通知发出について全国の公安委員会に情報共有 |
| (新計画策定後に再发出すれば新計画末日まで延長) | ○ハンターは、特定ライフル銃所持許可の申請の際に北海道内で対象獣類を捕獲する旨の申告書を提出。 |

特例①【エゾシカ・ヒグマ以外の獣類にも使用する場合：捕獲事業従事者・有害駆除従事者対象】

被害発生状況、市町村被害防止計画、北海道猟友会等の有識者への聞き取り、第二種特定鳥獣管理計画の策定状況等を勘案し、対象獣類、捕獲等すべき地域・区域、捕獲等が必要と認められる期間を次のとおり決定し市町村等へ周知。(令和7年2月28日野生第1183号 環生部・農政部・水産林務部連名)

対象獣類(下記から狩猟者が選択)	捕獲等すべき地域・区域	捕獲等が必要と認められる期間
エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・ゴマフアザラシ	全道	確認書交付日から起算して3年間
ノイヌ	オホーツク・十勝・釧路管内	
トド	被害発生等の51沿海市町村	

特例①-1 認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者

事務所管：環境生活部野生動物対策課

【手続の流れ】

- | | | |
|--------|---------------|----------|
| ①捕獲従事者 | ⇒ (推薦依頼) | ⇒ 認定事業者 |
| ②認定事業者 | ⇒ (推薦書交付) | ⇒ 捕獲従事者 |
| ③捕獲従事者 | ⇒ (確認書交付申請) | ⇒ 知事 |
| ④知事 | ⇒ (確認書発行) | ⇒ 捕獲従事者 |
| ⑤捕獲従事者 | ⇒ (推薦書・確認書添付) | ⇒ 所持許可申請 |

特例①-2 市町村被害防止計画捕獲従事者

事務所管：農政部食品政策課

【手続の流れ】

- | | | |
|--------|---------------------|----------|
| ①捕獲従事者 | ⇒ (推薦・確認書発行申請書進達依頼) | ⇒ 市町村長 |
| ②市町村長 | ⇒ (推薦書交付) | ⇒ 捕獲従事者 |
| ③市町村長 | ⇒ (情報提供・確認書発行申請書進達) | ⇒ 知事 |
| ④知事 | ⇒ (確認書交付依頼) | ⇒ 市町村長 |
| ⑤市町村長 | ⇒ (確認書交付) | ⇒ 捕獲従事者 |
| ⑥捕獲従事者 | ⇒ (推薦書・確認書添付) | ⇒ 所持許可申請 |